



国海安第42号
平成23年5月19日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 様

国土交通省海事局
安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮
発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部改正について

標記につきまして、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防
止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正す
る省令（国土交通省令第42号）が、平成23年5月19日から施行いたします。

これに伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査
対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部を改正し、同日（平成23年
5月19日）から適用することといたしましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取
り計らい頂きますようお願い申し上げます。



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得の一部改正について

平成23年5月
国土交通省
海事局安全基準課

1. 背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第33号）の施行に伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）を段階的に改正したところである。

昨年7月の改正により、原油の輸送の用に供するタンカーに備え置く揮発性物質放出防止措置手引書に対する船舶検査の要件に係る規定を、昨年12月の改正により、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数150トン以上のタンカーに備え置く船舶間貨物油積替作業手引書に対する船舶検査の要件に係る規定をそれぞれ整備した。

今般、これら手引書を新たに設置する場合等についても、現存船において定期的検査以外の時期における船舶検査（臨時検査）の受検について明確にするため、船舶検査の要件に係る規定を追加的に整備し、円滑な船舶検査制度の運用を図ることとする。

2. 改正の概要

（1）船舶間貨物油積替作業手引書に係る臨時検査受検の明確化

油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶において、船舶間貨物油積替作業手引書を新たに作成し、船舶内に備え置く場合等に、これら手引書に係る臨時検査を受ける必要があることを明確にするため、関連規定を追加する。

（2）揮発性物質放出防止措置手引書に係る臨時検査受検の明確化

大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶において、揮発性物質放出防止措置手引書を新たに作成し、船舶内に備え置く場合に、これら手引書に係る臨時検査を受ける必要があることを明確にするため、関連規定を追加する。

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査心得

I 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>(海洋汚染防止緊急措置手引書等)</p> <p>35.3 (a) 油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書は、定期検査、中間検査又は臨時検査に合格したものを、船舶内にある者が必要に応じて直ちに参照できる場所(例えば、船舶職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置き、又は掲示しておくこと。</p>	<p>(海洋汚染防止緊急措置手引書等)</p> <p>35.3 (a) 油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書は、定期検査に合格したものを、船舶内にある者が必要に応じて直ちに参照できる場所(例えば、船舶職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置き、又は掲示しておくこと。</p>	
<p>II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則</p> <p>(臨時検査)</p> <p>15.2 (a) 本項第1号の直ちにとるべき措置に関する事項の変更とは、油濁汚染防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書の標準様式中「第1章総則」、「第2章通報手続」、「第3章排出の制御」及び「第4章国との調整」に係る変更をいう。 また、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更とは、当該「第3章排出の制御」のうち「表2 油防除部署配置表」に係る変更をいう。</p> <p>(b) 本項第2号の船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更とは、技術基準省令得附属書[17]第1号様式(内航用)にあつては「第1章 一般原則」から「第10章 設備」までに係る変更及び技術基準省令得附属</p>	<p>(臨時検査)</p> <p>15.2 (a) 本項第1号の直ちにとるべき措置に関する事項の変更とは、海洋汚染防止緊急措置手引書等の標準様式中「第1章総則」、「第2章通報手続」、「第3章排出の制御」及び「第4章国との調整」に係る変更をいう。 また、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更とは、当該「第3章排出の制御」のうち「表2 油防除部署配置表」に係る変更をいう。</p> <p>(新設)</p>	<p>海洋汚染防止緊急措置手引書等から、船舶間貨物油積替作業手引書を除く改正</p>
		<p>現行 15.2(a)と同様に規定</p>

<p>書 [17] 第2号様式 (外航用) にあつては「1. Objectives」から「8. Record Keeping」までに係る変更をいう。</p> <p>また、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更とは、技術基準省令心得附属書 [17] 第1号様式 (内航用) にあつては「第1章 一般原則」のうち「本船の船舶間貨物油積替作業管理者」(1.5 船舶間貨物油積替作業管理者とその適正) 及び付録に係る変更、並びに技術基準省令心得附属書 [17] 第2号様式 (外航用) にあつては「9. Attached Drawings」及び「10. Reference Documents」に係る変更をいう。</p>		
<p>(c) 本項第3号の揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更とは、揮発性物質放出防止措置手引書の標準様式中第6章「6.2 本船の実施責任者」及び「第8章その他図面」に係る変更以外の変更をいう。</p>	<p>(b) 本項第2号の揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更とは、揮発性物質放出防止措置手引書の標準様式中第6章「6.2 本船の実施責任者」及び「第8章その他参考図面」に係る変更以外の変更をいう。</p>	<p>号ずれ</p>
<p>15.3 (a) 本項第1号の船舶内に船舶間貨物油積替作業手引書を新たに備え置き、又は揭示しようとするときは、総トン数150トン以上のタンカーが、他のタンカーとの間においてばら積みの貨物油の積替えをするために、新たに船舶間貨物油積替手引書を備え置き、又は揭示しようとするときをいう。</p>	<p>153 (新設)</p>	
<p>(b) 本項第2号の船舶内に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は揭示しようとするときは、例えば、精製油運搬船が原油の輸送の用に供するために、新たに揮発性物質放出防止措置手引書を備え置き、又は揭示しようとするときをいう。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(c) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の設置を一定期間猶予されている場合であつて一定期間経過後設置義務が生ずる場合は、本項第3号の「その他の事由」(例えば、係船中となる場合等。)に該当する。</p> <p>この場合において、設置義務が生ずる時期を明確にするため、</p>	<p>(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の設置を一定期間猶予されている場合であつて一定期間経過後設置義務が生ずる場合は、本項第1号の「その他の事由」(例えば、係船中となる場合等。)に該当する。</p> <p>この場合において、設置義務が生ずる時期を明確にするため、</p>	<p>号ずれ</p>

<p>あらかじめ臨時検査として指定して差し支えない。</p> <p>(d) 本項第5号の「<u>海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外し</u>」は、<u>油濁汚染防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書</u>にあっては「第1章総則」、「第2章通報手続」、「第3章排出の制御」及び「第4章国との調整」に限定され、<u>船舶間貨物油積替作業手引書</u>にあっては、<u>付録以外</u>の部分に限定され、<u>揮発性物質放出防止措置手引書</u>にあっては、<u>第6章のうち「6.2 本船の実施責任者」及び「第8章その他参考図面等」</u>以外の部分に限定される。</p> <p>ただし、<u>油濁汚染防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書</u>にあっては、<u>第3章のうち「表2 油防除部署配置表」</u>に係る取替え又は取り外し、<u>船舶間貨物油積替作業手引書</u>にあっては、<u>第1章のうち「本船の船舶間貨物油積替作業管理者」(1.5 船舶間貨物油積替作業管理</u> <u>者とその適正)及び付録に係る取替え又は取り外しは、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微なものであり、臨時検査事由に該当</u> <u>しない。</u></p> <p>なお、内容が全く同一である取替えが行われた場合であっても、<u>検査制度の一貫性を図るために、当該部分が技術基準に適合していることを再度確認する必要があることから、本規則において、臨時検査事由に係らしめることとしたものである。</u></p>	<p>め、あらかじめ臨時検査として指定して差し支えない。</p> <p>(b) 本項第3号の「<u>海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外し</u>」は、<u>海洋汚染防止緊急措置手引書等</u>にあっては「第1章総則」、「第2章通報手続」、「第3章排出の制御」及び「第4章国との調整」に限定され、<u>揮発性物質放出防止措置手引書</u>にあっては、<u>第6章のうち「6.2 本船の実施責任者」及び「第8章その他参考図面等」</u>以外の部分に限定される。</p> <p>ただし、<u>海洋汚染防止緊急措置手引書等</u>にあっては、<u>第3章のうち「表2 油防除部署配置表」</u>に係る取替え又は取り外しは、<u>機能に影響を及ぼすおそれのない軽微なものであり、臨時検査事由に該当しない。</u></p> <p>なお、内容が全く同一である取替えが行われた場合であっても、<u>検査制度の一貫性を図るために、当該部分が技術基準に適合していることを再度確認する必要があることから、本規則において、臨時検査事由に係らしめることとしたものである。</u></p>	<p>船舶間貨物油積替作業手引書に係る規定の追加及び当該追加に伴う改正</p>
<p>心得附則 (平成23年5月19日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成23年5月19日より適用する。</p>		